

【相談内容】

No39.道路メンテナンス事業補助の要件について

○道路トンネルに附随する換気施設や照明施設を運用するために必要な電気室等の関連施設について、点検や修繕・更新を行う場合、道路メンテナンス事業補助の活用は可能か？

【助言内容】

○道路メンテナンス事業補助の要件については制度要綱「第4 事業要件」の記載のとおり

○換気施設、照明施設、電気室等の関連施設が点検を実施し、その診断結果が公表されている構造物であり、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づいて点検や修繕・更新等が実施される必要がある。

○かつ以下の（１）～（６）のいずれかに該当する必要がある。

(1)構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕

(2)構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新

(3)複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い

実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る）

(4)横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る）

(5)治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）

への適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る）

(6)道路メンテナンス事業の実施に必要な点検